

hand in hand

秋田県立大曲養護学校
地域支援部報 5号
平成28年2月発行

1月12日(火)に本校を会場に特別支援教育講演会を行いました。本校職員の他、県内の特別支援学校、大仙・美郷、仙北地域の幼稚園・保育所・小学校等からもたくさんの参加者がありました。今回の部報では、講演会の内容の一部を御紹介します。

講師：大西 孝志 氏
東北福祉大学 教育学部教育学科中等教育専攻 教授
演題：「インクルーシブ教育システムの構築に向けた学校等の役割」
～合理的配慮や基礎的環境整備の観点から～



☆講演の内容より☆

◇特別支援教育10年目となる平成28年(度)

■ 十年前……平成19年とは

- 1 特別支援教育制度の開始
- 2 全国学力・学習状況調査の開始
- 3 障害者の権利に関する条約に日本が署名
- 4 現中学3年生が小学校に就学したなどの年

つまり、

- ◎4月に高校に入る生徒は、「特殊学級」を知らない。
- ◎我が国の義務教育段階の子ども約1000万人全員が「特別支援教育」制度の中で教育を受けている。

教育出版の中学社会
「地理」「歴史」「公民」
中表紙に点字がついています



◇今後考えられること

- ・ 特別支援教育に関しては「人・モノ・金」が今後も増える。
- ・ 「指導」と「支援」の混同が起きる可能性がある。学校は何のために子どもを指導するのか？
- ・ 教員の専門性の担保
- ・ 社会における特別支援教育(インクルーシブな社会)の実現

◇特別支援教育……教育の重要施策

インクルーシブ教育システムの構築 ・ 予算面、制度面

◇特別支援教育的な規定

保育所には学校教育法の規定の適応はないが小学校への接続を考えると、特別な教育的支援は不可欠。

◇特別支援教育の推進について 平成19年4月1日初等中等教育局長通知

◇インクルーシブ教育システム

- ・ Inclusion ・ Integration ・ Normalization ・ Mainstream
- ・ 障害者の権利に関する条約第24条(教育) inclusive education system at all levels

◇インクルージョンの考え方

- ・ はじめから分けない(はじめに差異を規定する考え方ではない)
- ・ 多様性を受け入れる(人種、言語、文化、考え方、障害の有無等)
- ・ これからの国際社会においては重要な考え方

◇校内支援体制の充実のためには

- ・ 教育委員会、管理職の特別支援教育への理解
- ・ 教職員の特別支援教育への理解
- ・ 教職員の連携と協力
- ・ 保護者、子どもたちの特別支援教育への理解
- ・ 合理的配慮の提供を前提とした学校
- ・ 子どもの可能性を最大限伸長する「学びの場」の選択

◇合理的配慮とは

- ・障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの
- ・学校の設置者及び学校に対して、体制面財政面において、均衡を失した過度の負担を課さないもの
- ・障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされている

◇基礎的環境整備

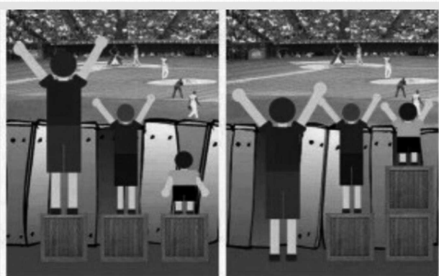
- ・ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ・専門性のある指導体制の確保
- ・個別の教育支援計画や
個別の指導計画の作成等による指導
- ・教材の確保
- ・施設・設備の整備
- ・専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ・個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導交流
及び共同学習の推進



◇学校における合理的配慮

- ・物理的な合理的配慮だけでは不十分
- ・分かる授業につなげる
- ・可能性を最大限度まで伸ばすことにつなげる
- ・生きる力を身に付けることにつなげる
- ・多くの合理的配慮はこれまでも授業で行われている…という視点

特別支援教育の視点・合理的配慮とは (平等: EQUAL (左) 公平: FAIR (右))



Graphic found at: <http://www.jobowser.org/2013/06/fair-isnt-equal.html>

参加者アンケートから

- 障がいのある子に、社会が目を向けて、配慮してくれるようになってきたと思う。
- 合理的配慮は教育的ニーズと切っても切れないこと、そのために個別の支援計画が大事であるととても感じた。
- インクルーシブ教育システムについて法令を含め詳しくご指導いただき、大変勉強になった。
- 日常に取り組んでいた教育活動を整理して講演していただきありがたかった。

◇教育における合理的配慮とは？

「平等」と「公平」/ 障害のある子にとっても障害のない子にとっても「公平な配慮」/将来に繋がる配慮個別に対応する配慮/環境(基礎的環境整備)に応じた配慮

◇合理的配慮の具体的手立て

- ・具体的手立てがないのが「合理的配慮」～その人の状態や環境等によって様々なので、全く同一の手立ては存在しない。
- ・(教育においては)指導者の経験、専門性で個別個々に応じた合理的配慮を作っていく。前例踏襲がないのが合理的配慮(となりの小学校でしているから同じことをしてみようは不可)
- ・これまでも「合理的配慮」と言われていなかったが「合理的配慮」は行われていた。

大曲養護学校相談窓口

秋田県立大曲養護学校 Tel 0187-68-4123

教頭: 高橋 貢 教育専門監: 鎌田 誠 地域支援部主任: 栗谷川 美和子

せんぼく分教室 Tel 0187-42-8568

教頭: 松井 克彦 地域支援部: 菅原 咲希子